

スズメバチ駆除業者指定申請書

令和 年 月 日

加古川市長 様

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

.....
電 話 ..(.....) -

加古川市スズメバチ駆除費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の指定を受けたいので、同条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 本店・営業所等の名称及び所在地

加古川市

電話 (.....) -

2 スズメバチの巣の駆除に関する業務経験

（期間、年数及び 3 年以内での駆除実施件数）

別紙のとおり

3 営業所の責任者の氏名

4 添付書類

- ・スズメバチの巣の駆除に係る誓約書（様式第 9 号）
- ・スズメバチの巣の駆除に係る標準価格表（様式第 10 号）
- ・保有機材の明細書（防護服等）
- ・その他

スズメバチの巣の駆除に係る誓約書

令和 年 月 日

加古川市長 様

申請者 住 所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては名称並びに代表者の役職及び氏名）

加古川市スズメバチ駆除費補助金交付要綱に基づく駆除事業の実施にあたっては、下記事項を誠実に履行することを誓約します。

記

- 補助事業者からの依頼により、要綱第3条に規定するスズメバチの巣の駆除（以下「駆除」という。）を行う場合は、次に掲げる事項を遵守します。
 - 補助事業者から駆除の実施の指示があれば、速やかに駆除を実施します。
 - 駆除の実施時期及び実施場所並びに駆除に関して発生する可能性のある危険を補助事業者及び周囲の人に知らせ、注意を喚起します。
 - 巣の除去後、巣のあったところに働きバチ等が戻って来る、いわゆる戻りバチについても、適切に対処します。
- 補助事業者から申出があった場合には、補助事業者に対して、駆除の実施の前後の様子がわかる写真等により、駆除の実施を報告します。
- 駆除の費用は、スズメバチの種類、巣の大きさ、営巣場所等に応じて、あらかじめ、適正な価格（以下「標準価格」という。）を設定します。
- 補助事業者に対して駆除の費用を見積もり、又は請求するときは、やむを得ない事情がある場合を除き、駆除の費用の算定を標準価格に沿って行うものとし、補助事業者に交付する見積書及び請求書には、駆除の費用の内訳（積算内訳）を明示します。
- 要綱第13条の規定に基づき、補助事業者から補助金の受領に関する手続きの委任の申出があったときは、やむを得ない理由がある場合を除きこれを受任し、補助事業者からの駆除費用の領収は、補助金の交付決定額との差額を領収するものとし、
なお、補助金の交付決定額と補助金確定額との差額が生じ、追加徴収又は返金等が必要な場合は、補助事業者と協議し、解決を図るものとし、
- 駆除による事故が発生したときは、その責任において当該事故の処理をします。
- 当該事業について市長の監督を受け、必要があるときは市長の指示に従います。
また、市長から指示があるときは、必要な事項を報告します。
- 事業の実施にあたり、要綱又は内容に疑義ある事項が生じたときは、あらかじめ加古川市と協議を行います。

スズメバチの巣の駆除に係る標準価格表

令和 年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電 話 () -

1 件あたりの 基本作業価格 (最低施工価格)	円		
	基本作業価格に含まれるもの		
加 算 内 容	項目	適用	加算される場合の要件と加算額
	作業困難場所	有 ・ 無	
	距離・旅費 (交通費等)	有 ・ 無	
	休日・時間外	有 ・ 無	
	ハチ種類 巣の規模	有 ・ 無	
	その他 ()	有 ・ 無	

駆除業者申請事項変更・廃止届
又は標準価格表の変更届

令和 年 月 日

加古川市長 様

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

.....
電 話 ..(.....).....

下記のとおり、〔申請事項・標準価格表〕を変更したので、加古川市スズメバチ駆除費補助金交付要綱第 16 条の規定により、届出します。

記

1 変更内容

項 目	変更前	変更後

2 変更年月日 (適用開始日)

令和 年 月 日から

3 添付書類

- (1) 変更後の標準価格表 (※標準価格を変更した場合)
- (2) その他変更事項を証する書類